

## 鎌ヶ谷市自治基本条例策定委員会第6回会議 会議録

日 時	平成18年3月14日(火) 18:35~20:30
場 所	総合福祉保健センター4階会議室
出席委員	芹澤会長、宮崎副会長、下田委員、細井委員、三浦委員、 本村委員、石田委員、小林委員、篠崎委員、奈良委員、
欠席委員	渋谷委員、鈴木委員、樋口委員、堀部委員
事務局	海老原市長公室次長(事)企画政策課長、 右京企画政策課主幹(事)企画政策係長、山崎企画政策課副主幹 杉山企画政策課主事、大田企画政策課主事補
記 録	杉山
資 料	別添のとおり

### 会 議 内 容

1 開 会 山崎副主幹

2 あいさつ 芹澤会長

3 会議録署名人の選出 下田委員、小林委員が選出された。

4 議 題

(会長)

では、まず配付された資料について事務局から説明願います。

(事務局)

資料に基づき、説明。

(会長)

何か質問などありますか。

(I委員)

前回までの策定委員会で合意されたものをまとめた資料が配付されています。今回提案された要綱案では「主な意見」となっているところですが、合意事項であるにも関わらず、要綱案に盛り込まれていないものもあるようです。基本的には、この策定委員会で合意されたものは盛り込まないといけないのではないかと思います。

(会長)

他に質問はありますか。

(G委員)

今回提案された要綱案のp9、第22「行政評価の実施等」ですが、前回の会議で「施策」と表現されていたところが「行政運営」となっているなど変更があるようです。前回の議論では、「施策」を評価する自治体はまだ少なく、これが一つの目玉となるという話もあったと思いますが、トーンダウンしているようにも感じます。このあたりいかがですか。

(事務局)

第22「行政評価の実施等」の説明書きに記載しておりますように、行政運営全体を対象とし、政策、施策、事業・事務の段階全体を含むものとしたものです。長期的な展望に立った場合、施策に限定するのではなく、これらすべてを対象とすべきと考え、むしろ前回の会議での議論よりも対象を増やしてございます。

(会長)

では、質問はこのあたりにして、ご意見があればどうぞ。

(J委員)

要綱案として示されている箇所と説明書きとして示されている箇所の両方をお聞きすると非常にわかりやすいと思います。ただ、この説明書きがなくて提示された時に、前回までの要綱案よりもボリュームが減っていることもあって、概念的で逆にわかりにくくなっているような気もいたします。この説明書きを今後どう扱っていくのかが重要だと思います。

(事務局)

まず、前提として、条例は条文がすべてということがあります。条文をもって訴訟等に対処することになります。ですから、条例素案から条文化する段階で文言を変更する可能性もございます。前回までの策定委員会でご意見のありました「わかりやすく」ということでいきますと、多義的な解釈が可能な表現にならざるを得ません。ただ、これまでの自治基本条例の検討の過程、ワークショップから始まりこの策定委員会までの過程を考えますと、説明書きを重視していかないといけないものと考えます。したがって、条文解釈という意味では限界があるものの、説明書きは、ホームページ等を活用して周知に努めてまいりたいと考えます。

(I委員)

要綱案のp3、第3「基本理念」です。「良好な環境」「安全・安心」はこの策定委員会のコンセンサスとして、「基本理念」に入れることになっていたと思います。前回、「市民の権利・責務」に入れることを提案しましたが、環境については、権利としては謳わず基本理念で謳う、ということで合意されました。

(会長)

少し議論が各論に入ってしまったようです。では、ここままで質問・意見は終わりにして、審議に移りたいと思います。前回までの策定委員会でご意図的に後回しにしていた「前文」からいきたいと思います。これまでの意見をもとに手直ししていきたいと思います。

「最高規範」を強調してほしい、という意見があったと思います。これは、強い要望だったと記憶しています。入れても入れなくても実害はないものと思いますが、本則よりも前文に入れたほうが良いと考えます。

提案として、要綱案に示された前文の末尾に「“市の最高規範として”自治基本条例を制定します。」としたらどうでしょう。

他には、前文は情緒的でないほうがよい、という意見があり、これも取り入れたほうが良いものと思います。前文で言いたいことというのは、どのまちで

も当てはまることではなく、鎌ケ谷独自のものでしょう。

書き始めは、次のように変えたらどうかと思います。「鎌ケ谷市は、下総台地に位置する村・町を経た圏域を形成してきました」。「鎌ケ谷地域」を「鎌ケ谷市」とし、「鎌ケ谷として一つのまとまった圏域を形成してきました」を「村・町を経た圏域を形成してきました」としたらどうかという提案です。このようにすると鎌ケ谷市の固有性が出るように思います。次の文は、「首都に近接し、様々な影響を受けながらも独自の文化を築いてきました」としたらどうでしょう。「産業」を表現として出すのではなく、「文化」を広くとらえ、その中で産業もとらえようということです。さらに次の文。「近年」という表現は、自治基本条例の性格を考えると時期を限るような表現はふさわしくないと思いますので、削ったらどうかと思います。また、「特徴」を「将来性」としたらどうでしょう。

次の段落です。「これまでの鎌ケ谷」ということはここで見なくてもいいので削除し、「自治会や社会福祉協議会といった」というように固有名を出さず、「多くのコミュニティとその組織が形成されてきました」としたらいかがでしょう。さらに、「また、近年では、地方分権の流れを契機として」はこの流れがなくても自治基本条例は定めないといけないので削除するのがいいでしょう。

また、「補完性の原則」という言葉は一般の人にはなかなか難しく、いただいた表現にしたほうがいいと思います。「補完性の原則」の考えを形成するものは2つあり、一つは隣人愛、もう一つは国のような組織が助ける、ということです。このようなことから、次のような表現に改めたらいかがでしょう。「自分たちの地域は自ら治めていこうという“住民自治”と“市政との協働の実現が」という表現です。

最後の段落です。「こうした背景のもと」は、背景を記述する必要はないので削除し、「協働によって鎌ケ谷市の将来像である」も削除したほうがいいと思います。協働が2回出てきてしまうためです。「“緑とふれあいのあるふるさと 良好な環境 安全な 鎌ケ谷”」と改めたらこれまでの議論が含まれるのではないのでしょうか。

市民の視点や環境・景観はとても大事です。どこかで入れたほうがいいでしょう。「持続可能な社会」という意見もありましたが、説明としてはいいものの条例にはなじまないものと考えます。

これまでの要綱案では前文だけが「です・ます調」でしたが、今回提案されたものはすべてが「です・ます調」になっており、統一はされています。

あくまでも提案ですが、今のことについていかがでしょうか。

(J 委員)

私も「自治会や社会福祉協議会」といった固有名を出しているのが気になっていましたし、「補完性の原則」も難しいのではと気になっていました。また、「最高規範」も入れるべきだろうと考えていましたので、ただいまのご提案のとおりでよろしいかと思います。

(C 委員)

ご提案いただいた内容で基本的にいいと思います。ただ、「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ケ谷」という表現は、鎌ケ谷市で一つの標語のように使われ

てきた言葉であり、そのまま残したほうがいいものと思います。

(会長)

「緑とふれあいのあるふるさと 良好な環境 安全な」と並列してしまったらどうかとご提案しています。

(C 委員)

でしたら、「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷」「良好な環境 安全な鎌ヶ谷」という形はいかがでしょう。

(会長)

いいですね。そのようにしましょう。

(I 委員)

1行目をもう一度確認させてください。

(会長)

「鎌ヶ谷市は、下総台地に位置する村・町を経た圏域を形成してきました」です。

(I 委員)

「圏域」という言葉はあまり辞書にも出てこない言葉です。

(会長)

では、「地域」でどうでしょう。要するにエリアということが明記されればいいわけですから。

(G 委員)

ご提案いただいた趣旨でいいと思います。ただ、最高規範性を入れるだけでは、何のための条例かよくわからなくなる懸念があるのではないのでしょうか。「ルールをつくるための基本ルール」がこの自治基本条例である、といった話もありました。この趣旨が出てこなくなってしまうので、これを入れたらどうでしょうか。

(会長)

今まで最高規範は本則に入れてほしい、という意見がありましたが、そうすると差しさわりのあるため、前文に入れることを提案しています。あくまでも、入れるとしたら、ですが。

(G 委員)

これまでの議論では、最高規範は入れなくてもいい、という意見もありましたよね。

(会長)

そうですね。ただ、入れるとしたら前文だとは思いますが。

(G 委員)

この条例がどんな条例なのか、わかりやすくするための表現を入れるほうがいいのではないのでしょうか。

(J 委員)

自治基本条例は、ルールを決めるためだけのものではないので、そのニュアンスはない方がよいと思います。

(B 委員)

「…の実現を確実なものとするため」という表現が、ルールの趣旨だと考え

られますので、全くこの趣旨がないとは言えないと思います。

(A 委員)

今のところ、「確実なものとする」は表現としてすぐわないので、「実現するため」としたらどうでしょう。

(H 委員)

確認ですが、仮にこの条例が成立して改正が行われる場合、前文は改正の対象になるのでしょうか。

(A 委員)

変えられる可能性はありますね。

(H 委員)

「鉄道網を中心とした交通機関の発達などから交通結節地点としての将来性も有しています」という箇所は、鎌ケ谷市がこれからもずっとこのような状況にあるとは限らないので削除したらどうかと思いました。

(A 委員)

鎌ケ谷市にとって、鉄道三線というのは一つの売りであり、鉄道は簡単には廃線にならないものと思います。どうしてもすぐわないということならば改正の際に議論されるでしょう。

(C 委員)

この条例の策定委員会として議論に加わった我々としては、市民の方からの質問にお答えする責任があるわけですが、「独自の文化」とは何か、と聞かれたら何と答えたらいいのでしょうか。

(A 委員)

歴史的には、田や畑もあったが今はなく、東京に通う人が住む都市となっています。この共通した行動パターンを文化といおうということです。梨園をやっている人もいます。

(C 委員)

梨園では、白井市と同じになってしまい、「独自」とはいえないと思います。

(A 委員)

それなりのカルチャーはあるものと思いますが…。

(B 委員)

この条例の検討のために、ワークショップから大変な時間をかけて積み上げて来た、ということも一つのカルチャーではないでしょうか。

(E 委員)

経緯、経過も文化としてとらえるということですね。

(A 委員)

そうです。それと共通の行動パターンを文化としてとらえるということです。

(C 委員)

「独自の文化」は、鎌ケ谷ではあまり語られて来なかったため、少し考えてしまいました。そういう意味でとらえる、ということですね。

(B 委員)

前文の一段落目は地域特性を書いたものですね。

(A 委員)

そうです。そういった意味で「首都に近接」ということは重要です。

(H 委員)

特性があるから今の鎌ヶ谷があると思います。

(A 委員)

本来なら、歴史についてもっと詳しく書いたほうがいいのかもかもしれません。

(I 委員)

「基本理念」との絡みで発言しますが、前回までの議論では「安全・安心」と「良好な環境」を基本理念に入れることと「環境については権利としては謳わず基本理念で謳う」ということは合意されていることと思います。ですので、このあたりは、前文ではなく基本理念に入れたらどうでしょうか。

(会長)

今は、「前文」について発言いただきたいと思います。

(I 委員)

前文に入れるな、と言っているのではありません。重要なことなので重なってもいいのですが、「重なりますよ」ということを指摘しておきたいと思いません。

(会長)

この他、「前文」について何かありますか。

ないようですので、今までの議論をもって「前文」について合意したものとします。議論を整理した後、日本語としておかしい箇所などの修正は、会長に一任いただきたいと思います。

では、他の項目へ移りたいと思います。

(C 委員)

「基本理念」で「福祉」という言葉が2回出てきます。「福祉」は全体を網羅する意味としてとらえられるでしょうか。狭い意味の福祉ととらえられないか懸念があります。

(A 委員)

「福祉」は広い概念ですよ。

(C 委員)

一般の市民が聞いた時、市議会や行政機関が増進を図るのが「狭義の」福祉だけと誤解されないか心配です。

(I 委員)

このあたりはワークショップでも議論になりましたが、結論としては広い概念でとらえようということになりました。

(C 委員)

まだ、社会福祉の概念が強いように感じています。「幸福」としたほうがいいのではないのでしょうか。

(A 委員)

「幸福」だとそれぞれの主観が入ってしまいます。

(B 委員)

「公共の福祉」といった場合でも社会福祉の概念でとらえられますか。

(C 委員)

そうですね。

(F 委員)

私は、広い概念でとらえられますね。

(H 委員)

説明書きで説明することにしたらどうでしょう。

(事務局)

地方自治法の第1条の2に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」という規定があり、異論はないものと解釈されます。

(G 委員)

私としては、広義にとれます。「市民は、市民の福祉が増進される地域社会を育みます」と「市議会及び行政機関は、自治体としての自主性及び自立を発揮し、市民の福祉の増進を図ります」の「福祉」はとらえ方が異なってもいいのではないかと思います。

(I 委員)

そこは一緒でないといけないのではないのでしょうか。

(A 委員)

「市民は、市民の福祉が増進される…」は、自助の考えですからね。

(I 委員)

「安全・安心」「良好な環境」は基本理念に入れる、ということでもいいでしょうか。

(A 委員)

「安全」はこれから一番重要になってきますね。「良好な環境」も入れた方がいいと思います。市民に権利があるとかないとかも環境の一つですね。

(I 委員)

「市議会及び行政機関は、市民が良好な環境の恵沢を享受できるよう努めます」というような表現を提案します。

(A 委員)

「良好な環境」は、市議会や行政機関のみが努めるものではありません。市民も含め、みんなで努めるものです。

(J 委員)

今後、ある時期でパブリックコメントがなされるものと思います。現在の鎌ヶ谷市のパブリックコメント要綱に問題があるかどうか私にはわかりません。要綱上、意見の提出期間が14日以上となっているようですが、現実には14日ちょうどが多いようです。この14日という期間が短いように感じます。例えば、現在パブリックコメントを行っている集中改革プランでは、かなりの量の資料があります。これを全部読んで意見を出すのに14日は短いと思うわけです。自治基本条例のパブリックコメントではこのあたりの配慮をお願いします。

(会長)

他にありますか。

ないようですので、これまでの意見をもとに要綱案を整理したいと思います。

日本語としておかしい箇所などは会長に一任してください。

(事務局)

確認ですが、「基本理念」に「良好な環境」「安全」を入れるということでしたが、自助・共助のどちらに入れたらいいでしょうか。

(会長)

「安全」は入れる必要はありません。主語には「市民」を入れてください。

(I 委員)

第一義的には行政だと思いますが。

(会長)

では、「市民、市議会及び行政機関は」ということでお願いします。

(事務局)

今の内容を「基本理念」にするということによろしいですね。

(会長)

そういうことです。では、日本語としておかしい箇所などを直して市長に提出することにしたいと思います。

## 5 閉 会 会長

以上で会議は終了した。